第二十六条の二　国土交通大臣又は耐空検査員は、法第十七条第一項又は第二項の検査の結果、航空機が次の表の上欄に掲げる航空機の区分及び同表の中欄に掲げる修理又は改造の範囲に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準に適合すると認めるときは、これを合格とするものとする。

（表　略）

（修理改造設計の承認）

第二十六条の三　修理改造設計について法第十七条の二第一項の承認を申請しようとする者は、修理改造設計承認申請書（第十二号の二様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表による。

添付書類	提出の時期
一　設計計画書	設計の初期
二　設計書 三　図面目録 四　設計図面 五　部品表 六　仕様書（変更に係る部分に限る。） 七　飛行規程（変更に係る部分に限る。） 八　整備手順書（変更に係る部分に限る。） 九　航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類 十　第三十九条の四第一項の規定により検査の確認をした旨を証する書類（次条第二項に規定する修理改造設計に係る設計に限る。） 十一　第二号から前号までに掲げるもののほか、参考事項を記載した書類	検査希望時期まで

第二十六条の四　修理改造設計の承認を行うための検査は、当該修理改造設計に係る設計について行う。

2　前項の規定にかかわらず、法第十七条の二第一項の承認を申請した者であつて、法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものが、第三十五条第七号の規定により、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした設計については、検査の一部を行わないことができる。

第二十六条の五　法第十七条の二第一項の承認は、申請者に修理改造設計承認書（第十二号の三様式）を交付することによつて行う。

第二十六条の六　法第十七条の二第二項の規定による確認をした旨の届出をしようとする者は、同条第五項において準用する法第十三条第五項の規定により、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　認定事業場の名称及び所在地

三　当該確認をした設計の内容

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　設計書

二　図面目録

第二十六条の二　国土交通大臣又は耐空検査員は、法第十六条第一項又は第二項の検査の結果、航空機が次の表の上欄に掲げる航空機の区分及び同表の中欄に掲げる修理又は改造の範囲に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準に適合すると認めるときは、これを合格とするものとする。

（表　略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）